

## 2 公表等

(適格請求書発行事業者の情報の公表方法)

問 19 適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます（消法57の2④⑪、消令70の5②）。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報及び公表イメージについては、次のとおりです。

(1) 法定の公表事項（消法57の2④⑪、消令70の5①）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名※又は名称
- ② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、登録申請書と併せて、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

なお、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓（氏）での公表をすることができます。

また、既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続により旧姓（氏）での氏名の公表が可能です（既に付されている登録番号は変更されませんのでご注意ください。）。

- (注) 1 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合とは、例えば、過去に住民票に旧姓を併記する手続を行い、その併記した旧姓を削除した後、再度、氏に変更（婚姻や離婚）がないにもかかわらず、旧姓を併記しようとする場合が該当します。
- 2 氏名に代えて旧姓を使用するケースにおいては、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の記載に当たっては、「氏名に代えて公表」にチェックを入れていただくようお願いします。
  - 3 e-Taxにより届出書や申出書を提出する場合は、住民票の提出は不要ですが、戸籍謄本の添付をされる方については、管轄のインボイス登録センターに郵送いただくようお願いします。

4 「住民票への旧姓の併記方法」や「住民票に旧姓を併記できない場合」の詳細については、お住いの市区町村にお尋ねください。

(2) 本人の申出に基づき追加で公表できる事項

次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

- ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

(公表イメージ)

① 法人

<b>国税商事株式会社の情報</b>	
最新情報	
登録番号	T9876543210987
<small>※ 設立登記法人など法人番号が確定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。</small>	
<a href="#">法人番号公表サイトへ</a>	
氏名又は名称	
国税商事株式会社	
登録年月日	
令和5年10月1日	
本店又は主たる事務所の所在地	
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	
最終更新年月日	
令和〇年〇月〇日	
履歴情報 <small>公表以後の履歴について表示しています。</small>	
No.1 新規	遅延請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

② 個人事業者（公表の申出をしない場合）

<b>国税 太郎の情報</b>	
最新情報	
登録番号	T1234567890123
氏名又は名称	
国税 太郎	
登録年月日	
令和5年10月1日	
最終更新年月日	
令和〇年〇月〇日	
履歴情報 <small>公表以後の履歴について表示しています。</small>	
No.1 新規	遅延請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

③ 個人事業者（公表の申出をした場合）

<b>国税 太郎の情報</b>	
最新情報	
登録番号	T 1234567890123
氏名又は名称	
国税 太郎	
登録年月日	
令和5年10月1日	
主たる事務所の所在地	
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	
主たる番号	
国税商店	
最終更新年月日	
令和〇年〇月〇日	
履歴情報 <small>公表以後の履歴について表示しています。</small>	
No.1 新規	遅延請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日